

公益財団法人 積善会

日向台病院

HINATADAI HOSPITAL

入院のご案内



公益財団法人積善会 日向台病院
〒241-0014 横浜市旭区市沢町 1081
Tel:045-373-4114 Fax:045-373-4468
HP: <http://www.hinatadai.com/>



当院のシンボルマークの下に引かれた茶色いラインは、当院が建っている、陽のあたる丘をあらわしています。丘の上にある大きなオレンジの丸は、患者さまです。その周りには5つの点が病院職員、そして患者さまを身近で支えるご家族、地域の方々を示しています。

【 目 次 】

- 日向台病院理念・基本方針……………1
- 入院生活について……………2～8
- 入院手続き等について……………9～10
- 医療保険及び福祉制度等のご案内……………11～16
- 訪問看護、ご相談、その他……………17～19

病院理念

質の良い安全な医療の提供に努めます
心温かい福祉医療の提供に努めます
信頼される医療の提供に努めます

基本方針

- 1 常に研鑽に努めます。
- 2 人権を尊重します。
- 3 誠意をもって、医療・福祉に取り組みます。
- 4 地域における責務を認識し、医療・福祉活動に努めます。
- 5 障害をもつ方の社会復帰促進に努めます。
- 6 人材の育成に努めます。
- 7 健全な病院経営に努めます。

皆様の権利

- 1 人格を尊重される権利
- 2 自分の受けている治療について、知る権利
- 3 状態に応じた適切な治療及び対応を受ける権利
- 4 治療の過程で意見表明が保障される権利
- 5 公平な医療を受ける権利
- 6 通信・面会の権利
- 7 退院請求及び処遇改善を申し立てる権利
- 8 安心できる環境で治療を受ける権利
- 9 個人情報を守秘される権利

なお、皆様は権利とともに義務も発生いたします。
病院規則をお守りください。

I 入院生活について

入院の手続きについて

- ・入院されましたら病棟スタッフよりご本人またはご家族へ、入院生活についてのご案内をさせていただきます。
- ・上記ご案内の後に、受付にてご家族に入院手続きを行っていただきます。受付にお立ち寄り下さい。

1. 持ち物等について

1) 必要物品

- ① 普段着(洗濯が出来るもの、ジャージ等のなるべく紐のない物)
 - ② 下着類(ブラジャーなどはワイヤーなどが無いもの)
 - ③ タオル類
 - ④ 寝巻
 - ⑤ シャンプー、ボディソープ、歯ブラシ、コップ(プラスチック製のもの)
 - ⑥ その他:ティッシュ類、生理用品、電気カミソリ、洗面器、室内履き(転びにくいもの)、ヘアブラシ、爪切り、綿棒など
- ※あんしんセットに加入された方は病院から③～④(M4・M3 は③～⑤)を準備致します。詳しくは「あんしんセット」のご案内をご参照下さい。

(ア)衣類や私物には、お名前(フルネーム)の記入をお願いします。また病棟で名前の記入をさせていただく場合があります。収納スペースが限られていますので持込物品は必要最小限でお願い致します。

(イ)病棟の電源は医療用となります。入院に必要なもの以外の使用はご遠慮下さい。

(ウ)オムツを使用される場合は売店でのご購入をお願い致します。

2) 病棟に持ち込めない物

刃物・鋭利なもの(はさみ・包丁・ナイフ・針など)、火器類(ライター・マッチなど)、工具類、凶器とみなされるもの、生もの等

(ア)アクセサリ、紐のついた衣類、長いコード類、ベルト、ガラス・ビン類、爪切りなどに関しては危険物になるため、患者様の病状により預からせていただく場合があります。

(イ)入院の際の携帯品は必要最低限とし、貴重品はお持ち帰り頂くか、患者様ご自身の責任において管理してください。院内における盗難・紛失に関しての責任は負いかねます。

(ウ)やむを得ない場合は一時的に病棟内の保管庫でお預かりしますが、早急にお持ち帰り下さい。

(エ)必要なもの以外の物品はお持ち帰り下さいますようお願い致します。

(オ)他院処方薬、市販薬、サプリメント、目薬、軟膏、湿布などは医師、看護師にご相談下さい。

3) 物品の確認

(ア)安全管理のため、入院時や外出・外泊からのお帰りになった際に、お持ち込みになる物品を確認させていただきますしております。また、面会時の差し入れなども、危険物などが無いか確認をさせていただきます場合がありますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

(イ)M4・M3 病棟に面会に来られた方は、私物をエレベーターホールにあるロッカーにお入れ下さい。

4)「あんしんセット」のご案内

(ア)あんしんセットは、患者様またはご家族の負担軽減のため、ご入院中に使用される下記の日用品等をご提供するサービスです(外部業者への委託となります)。

詳しくは、別紙ご案内をご覧ください、ご利用の申し込みは病棟スタッフにお申し出ください。

【M4・M3病棟】 1日 430 円【税込】

タオル類(オシボリ、フェイスタオル、バスタオル)・寝巻(甚平、ゆかた、パジャマ)・日用品(リンスインシャンプー、ボディソープ、歯ブラシ、コップ)・衣類私物洗濯

【M2・E2・E1病棟】 1日 375 円【税込】

タオル類(オシボリ、フェイスタオル、バスタオル)・寝巻(甚平、ゆかた、パジャマ)・衣類私物洗濯

2. ご面会について

1) 面会時間:14:00~17:00(15分ごとの予約制 事前に病院にお電話で予約をして下さい)

(ア)時間外の面会については、病棟スタッフにご相談下さい。

(イ)病状等により面会を制限させていただく場合があります。

2) 面会方法

(ア)ロビー階受付にて面会票に氏名等をご記入いただき、入館証シールをお受取り下さい。

(イ)その後病棟スタッフに面会票をお渡し下さい。入館証シールは面会終了まで貼って下さい。

3) 面会場所

(ア)各病棟の面会エリアをご利用下さい。

4) 感染防止のため以下の方は面会をご遠慮下さい。

(ア) 現在、発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、下痢などがある。

(イ) 10日以内に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザにかかった。

(ウ) 10日以内に発熱、咳などの新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが疑われる人と接した。

(エ) 下記の病気に2週間以内にかかった、もしくは3週間以内に発症している人に接した、または学校や職場で流行している。

[麻疹(はしか)、水痘(みずぼうそう)、風疹(三日はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ノロウイルス]

感染予防のために面会前後の手洗いや、病棟出入り口に設置してあるアルコール手指消毒剤での消毒をお願いします。咳のある方はマスクの着用をお願い致します。

5) その他

(ア)持参された飲食物は、面会中にお召し上がり下さい。余った分はお持ち帰り下さい。

(イ)感染予防のため、生もののお持ち込みはご遠慮下さい。

(ウ)院内での飲酒および大声での談話はお断り致します。

(エ)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染拡大状況により面会を制限させていただく場合があります。

3. 外出・外泊について

- 1) 院外外出・外泊を希望される方は、主治医または看護師にその旨を伝えて下さい。
(病状などにより許可できない場合があります)
- 2) 院外外出・外泊は退院に向けた社会復帰の一部ですので、ご家族のご協力をお願い致します。
- 3) 外泊中も診療報酬の規定上、所定の入院費がかかりますのでご了承下さい。
- 4) 外泊は1泊2日の外泊をご利用いただけます。2泊3日の場合は月1回までご利用が可能です。
- 5) 看護師が「外出・外泊届」の用紙をお渡ししますので必要事項を記入し用紙を提出して下さい。
- 6) 外出・外泊の日程は余裕をもってお知らせ下さい。場合によっては、薬の処方のため、お待ちいただく場合があります。
- 7) 看護師より外出中・外泊中の確認事項・お薬などの説明があります。
- 8) 原則として出発する時間は10:00以降、帰院は17:00迄にお願い致します。
- 9) お薬は忘れずに服用して下さい。飲み忘れたお薬、服用しなかった屯用薬などは帰院時に看護師に渡して下さい。また、**外出・外泊時の他科受診には手続きが必要です。受診前にお申し出下さい(詳しくは7ページをご参照下さい)。**
- 10) 出発、お帰りの際は看護師に声をおかけ下さい。
- 11) 予定の時刻に遅れる場合は、病棟にご連絡下さい。 ☎ 045-373-4114(日向台病院)
※患者様が無断で帰宅された場合は、至急病棟にご連絡下さい。
※外出泊中に不調となった場合もご連絡下さい。
- 12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染拡大状況により外出・外泊を制限させていただく場合があります。

4. お食事について

- 1) 時間:朝食 8:00頃 昼食 12:00頃 夕食 18:00頃
※ 治療の目的で食事内容や間食が制限される場合があります。
※ 食物アレルギーのある方は入院時にお知らせ下さい。
- 2) 外出・外泊時食事中止に関するお願い
食事療養費の請求は1食単位となっております。この時間を過ぎた場合、食事を召し上がらなくても料金が発生する場合がございます。

朝食を召し上がらない場合	前日の18時30分までに病棟スタッフにお知らせ下さい。
昼食を召し上がらない場合	当日の朝9時00分までに病棟スタッフにお知らせ下さい。
夕食を召し上がらない場合	当日の14時00分までに病棟スタッフにお知らせ下さい。

5. 服薬について

時間:朝薬 8:15頃 昼薬 12:15頃 夕薬 18:15頃 就寝前薬 21:00頃

- 1) 食前に看護師が薬をお渡しする場合があります。
- 2) 回復に応じて、お薬を自己管理していただく場合もあります。
- 3) お薬は症状の回復や治療に重要な役割をしています。処方された通りにきちんと服用しましょう。

6. 消灯時間について

- 1) 点灯 6:00、消灯 23:00(21:00 より一部消灯します)。テレビの利用時間も同様になります。
- 2) 21 時以降や早朝は他の方の迷惑にならないよう静かにお過ごし下さい。

7. 施錠について

- 1) 全病棟の出入り口は施錠されているため、病棟への出入りの際は、出入り口横のインターホンでお知らせ下さい(スタッフが解錠致します)。

8. 売店について

営業時間:平日 9:00～17:00、日曜・祭日 10:00～15:00

- 1) ロビー階の売店で洗面用具、日用品、飲食物などの購入ができます。
- 2) 患者様は週に 1 回病棟ごとにスタッフ付き添いで買い物に行きます。病棟ごとに買い物の曜日が決まっています。
- 3) 患者様のみ又はご家族と買い物に行かれる方は、さしつかえなければ午後の時間帯をご利用下さい。
- 4) 患者様は買い物カードでの購入となります。その場合は預り金(小遣い)より引き落としとなります。
- 5) 回復に応じて現金を自己管理していただく場合があります。
- 6) 買い物カードは、入院時に医事課にて作成します。(不要の方除く)

9. 喫煙について

- 1) 敷地内禁煙となっております。

10. 入浴について

- 1) 入浴は週 3 回となっております。病棟ごとに曜日や時間が異なりますので、スタッフにお尋ね下さい。
- 2) 入浴は、スタッフが順番にご案内致しますので病室でお待ち下さい。

11. 洗濯について

- 1) 「あんしんセット」を申し込まれた方
 - (ア)別紙「あんしんセットのご案内」「洗濯のご案内」をご覧ください。M4・M3 病棟と他病棟で内容や料金が異なります。
 - (イ)専用のランドリーネットを配布しますので、そちらに衣類を入れて下さい(週 3 回収)。
 - (ウ)タオル・寝巻類は入浴時の交換をお願いしています。
 - (エ)洗濯から戻ってくるまで 1～2 週間程度かかるため、多めに衣類をご用意下さい。
- 2) ご自身で洗濯される方
 - (ア)病棟内に設置されている洗濯機・乾燥機をご利用下さい(7:00～20:00)。
 - (イ)洗濯カードは売店で販売しています。(費用:洗濯機 1 回 150 円、乾燥機 30 分 100 円)
- 3) ご家族による洗濯の場合
 - (ア)使用した衣類は患者様が管理されるか、病棟にて保管しています(早めにお持ち帰り下さい)。
 - (イ)お持ち帰りの際はスタッフにお尋ね下さい。
 - (ウ)新しい衣類には、お名前をご記入下さい。

12. 理容・美容について

- 1) 理容・美容については外出や外泊の時にお願いしています。
- 2) また1ヶ月に1回、理容師による調髪も利用できます。

13. 寝具について

- 1) 寝具は病院のものを使用していただいています。
- 2) シーツ交換は週に1回ですが、汚染した場合はその都度交換致します。
※寝具の汚染・破損時は料金がかかります。

14. 通信(手紙・電話)について

- 1) 電話について
 - (ア)ホールに公衆電話を設置しております。テレホンカードのみの使用になります。テレホンカードは売店で販売しています。
 - (イ)利用時間 6:30～21:00。ご家族の都合などで時間外に電話する場合はスタッフにご相談下さい。
 - (ウ)ご家族からのお電話は、ご本人に直接電話をお取り次ぎできません(折り返しご本人より公衆電話から、かけ直していただきます)。
 - (エ)病状により電話が制限されることがあります。
 - (オ)患者様の携帯電話の使用に関しては、主治医の許可があれば使用できます。病棟によりルールが異なります。個人情報保護のためカメラ機能は使用できません。
- 2) 郵便物について
 - (ア)手紙の発信や受信については制限されません。ただし、封書に危険物が同封されていると判断される場合や、小包は職員の立会いのもとで開封をお願いしています(危険物と思われるものは病院で預かることがあります)。
 - (イ)郵便物のお取次ぎを行わせていただいておりますが、重要な郵便物につきましてはご自身・ご家族での管理や手配をお願い致します。
 - (ウ)ネット通販などで注文し、直接病院への配送はご遠慮いただいております。

15. 安全のためのお願ひ

- 1) ご本人確認のため、フルネームで氏名を確認させていただきます。
- 2) 以下の様な場合には、病院の判断によりやむを得ず退院していただくこともあります。あらかじめご承知おき下さい。
 - (ア)敷地内での飲酒・喫煙
 - (イ)他の患者様や病院職員に対する暴力や暴言、卑猥な言動や行為
 - (ウ)医療従事者の業務を妨害する行為
 - (エ)器物の破損
 - (オ)危険物の持ち込み
 - (カ)許可無く院内で写真やビデオ撮影、録音などを行うこと
- 3) **病院から貸与の寝具・備品・設備などを破損された場合、実費をご負担していただきます。**

16. 他科受診について

- 1) 入院中、合併症など精神科以外で他の専門医の診察が必要になった時は、ご家族に付き添いをお願いしています(緊急時は病棟スタッフ等が同行致します)。
- 2) 当院職員が付き添いを行う場合は、その往復にタクシー又は介護タクシーなどを利用し、その費用をご請求させていただきますのでご了承下さい。
※安全管理上、当院職員がご家族の自家用車に同乗することはできませんのでご了承下さい。
- 3) 当院職員の付き添いには別途料金が必要になります(交通費+スタッフ1名につき1時間1400円)。
- 4) 入院中の他医療機関への受診(歯科除く)は、治療の関係や保険診療の都合上、手続きが必要となりますのでスタッフにご相談下さい。既に他診療科に通院している場合は、スタッフにお知らせ下さい。

17. 非常時

- 1) 火災・その他の非常時には、スタッフの指示に従って下さい。
- 2) 入院されましたら各病棟にある病棟掲示図でご確認下さい。
- 3) 火災・地震などが発生した場合はエレベーターでの避難は危険ですので、使用しないで下さい。

18. 入院が長期(3ヶ月以上)になる患者さんへ

- 1) 病棟にお預かりできる荷物は限られてきます。季節ごとにお荷物の入れ替えをお願い致します。ご自宅での保管が難しい場合はご相談下さい。
- 2) 院内のロッカーをご利用いただけますが有料(1日30円)となります。
- 3) 退院の際、病棟で荷物のお預かりはできません。また、病院で荷物の処分を行う事もできません。
- 4) 荷物の運搬が困難な場合は、売店に宅配便の取り扱いがありますのでご利用下さい。

19. 臨床実習病院としての役割

- 1) 当院では医療を担う人材の育成のための教育・研修病院として、医師の臨床研修、看護学生の臨床実習病院、作業療法士、ソーシャルワーカーの臨床実習病院として認定されております。
- 2) 研修および実習は各種指導者の指導のもとに行われます。実習などでは患者様にご協力をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。
- 3) ご本人ご家族は学生への協力を断る事ができます。その際、ご本人ご家族が不利益を受ける事はありません。

20. その他

- 1) 病室の氏名表示など個人情報に関してお気づきの点は看護師に申し出て下さい。
※電話による患者さんの個人情報についてのお問い合わせ・入院の有無はお答えできません。
- 2) 夜間帯(17:00~9:00)はスタッフが少ないため、対応などでしばらくお待ちいただく場合がございます。ご理解、ご協力をお願い致します。
- 3) 病棟は男女混合病棟になります。患者さんの安静や、プライバシーを守るため、他の部屋への出入りはご遠慮下さい。
- 4) 患者さん同士の住所・メールなど個人情報の交換などはご遠慮下さい。また、物の貸し借りや交換もトラブルの元になりますのでご遠慮下さい。

- 5) 病棟のホールには「意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。
- 6) チェストの衣類は最小限の枚数にさせていただきますようご協力をお願い致します。
- 7) 病室のチェストには鍵をかけることも出来ます。
 (ア)ご希望の方には鍵を貸し出しています。スタッフに申し出下さい。
 (イ)紛失された方は実費(1000円～)負担していただきます。
- 8) 病状や部屋調整等により、病室の移動をしていただく場合がありますのでご協力をお願い致します。
- 9) 病棟の冷蔵庫には限りがありますので、冷蔵の必要なものは制限させていただきます。
- 10) 職員へのお心遣いは、お断りしております。

21. 室料差額について

- 1) 個室を希望される場合、室料がかかります。
- 2) 個室料金は健康保険の適用外となります。
- 3) 治療のため医師の指示による個室使用の場合は、病状使用として室料がかかりませんが、医師が多床室でも可能と判断した場合はお部屋の移動をお願い致します。
- 4) 個室使用の場合は同意書へのご署名をお願い致します。
- 5) 室料差額につきましては、世帯の経済状況等に応じた当院独自の減額免除を行っておりますので、詳しくは医療福祉相談室までご相談下さい。

【本館】

病棟	部屋番号	室料(日額)
M4	455(特別室)	¥11,000
	403.405.456.457.458.459. 460.461.470.471.472.480. 483.485.486.487.488.489	¥5,500
	465.497	¥2,800
	355(特別室)	¥11,000
M3	380.387	¥5,500
	255(特別室)	¥11,000
M2	270.271.272.273.275.276. 277.278.279.280	¥5,500
	212.237.245.262	¥2,800
	297	¥1,600

本館個室



本館4床室



本館は各部屋に洗面・トイレが設置されています

【東館】

病棟	部屋番号	室料(日額)
E2	223.225	¥5,500
	229	¥600
E1	123	¥5,500
	101.121.122.125.126	¥600

22. 作業療法について

- 1) 病気や障害により「生活のしづらさ」を抱えている方に対して、個別あるいは他の人達との関わりや具体的・現実的な作業活動(手工芸、料理など)を用いて、精神状態の安定や対人関係能力の改善・充足感の獲得などを図り、より良い生活が送れるよう指導・援助を行っております。

Ⅱ 入院手続き等について

1. 入院手続きで必要なもの

1)マイナンバーカード(マイナ保険証)または資格確認書のいずれか

※お持ちの方はその他医療証(重度障害、ひとり親、難病等)

2. 入院費用

1)預り金(小遣い)

(ア) 入院中、日用品の購入などにかかる費用について、安全管理上、また病状等により患者様ご本人での管理が困難な場合には、入院時に 30,000 円を目安に事務所で代行してお預りさせていただきます。尚、お預りしたお金は個人別に預り金(小遣い)台帳を作成し、使途と収支を管理致します。

入院中は残高不足にならないよう適宜残高をご確認いただき、ご入金をお願い致します(詳細は10ページをご参照下さい)。

2)入院料

(ア) 各種健康保険一部負担金(医療費)

(イ) 食事療養負担金(標準額)：550円/1食

※限度額適用・標準負担額減額認定証を提出された方は、金額が異なる場合があります(詳しくは14ページをご参照下さい)。

(ウ) 預り金(小遣い)管理手数料：100円/1日

(エ) 上記のほかにご利用に応じて、室料差額(個室利用時)、訪問歯科診療費、診断書料、保険外診療材料等がかかる場合があります。

3)入院費のご請求及びお支払方法

(ア) 入院費のご請求について

- ① 毎月末締めとさせていただきます、翌月の 10 日以降にご請求書を送付致します。お手元に届きましたら、**請求書が届いた月の月末までにお支払をお願い致します。**

例) 4 月分入院費:4 月 30 日締め ⇒ 5 月 10 日頃ご請求書発送 ⇒ 5 月 31 日までにお支払い

- ② **退院時は、月途中であっても退院当日にご精算となります。**

原則、退院日前日(前日が日、祝の場合はその前の平日)の 16 時以降に精算金額(退院日までの入院料・お小遣い金不足分)を医事課よりご連絡させていただきます。

ご印鑑・精算金額をご準備の上、ご来院下さい。ご不明な点は医事課までお問い合わせ下さい。

(イ) お支払方法

- ① 受付：**9:00~17:00**(土、日、祝日及び年末年始等もお支払可能です。)
- ※ **現金のみのお取扱いとなります。**
- ② お振込：下記口座に**患者様のお名前**でお振込下さい。お振込み手数料は、患者様負担となります。

【ご入院費】

横浜銀行 二俣川支店 普通)0913253

口座名義：公益財団法人積善会

4)預り金(小遣い金)のご入金方法と残高確認

(ア) ご入金方法

- ① 受付：**9:00~17:00**(土、日、祝日及び年末年始等もご入金可能です。)
- ② お振込：下記口座に**患者様のお名前**でお振込下さい。お振込み手数料は、患者様負担となります。

【お小遣い金】

横浜銀行 二俣川支店 普通)0913640

口座名義：公益財団法人積善会

- ※ **ご入院費のお支払い及び預り金(小遣い金)のご入金の口座は、口座番号が異なりますのでご注意ください。**
- ※ **ご入院費のお支払及び預り金(小遣い金)のご入金に関するお問合せは、医事課までご連絡をお願い致します。**

(イ) 預り金(小遣い金)の残高確認

- ① 受付及びお電話にて **9:00~17:00** の間でご確認いただけます。また、受付にお越しただければご利用明細書をお出しすることも可能です。
- ② **残高不足の場合は、早急にご入金をお願い致します。**

Ⅲ 医療保険・福祉制度等のご案内

1. 高額療養費支給制度

1) 制度内容

高額療養費とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(※)が、ひと月(月の1日から末日まで)で自己負担上限額(◆ 表1・2 参照)を超えた場合に、その超えた額が高額療養費として本人に払い戻される制度です。

※食事療養費や差額ベッド代など、保険外負担分は、自己負担額には入りません。

◆ 表1 69歳以下の方の1か月の自己負担限度額

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと※ ²)	多数回該当※ ³
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得※ ¹ 901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得※ ¹ 600万円～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：旧ただし書き所得※ ¹ 210万円～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得※ ¹ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

◆ 表2 70歳以上の方の1か月の自己負担限度額

適用区分	自己負担割合		外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと※ ²)	多数回該当※ ³		
	前期 高齢	後期 高齢					
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上/課税所得690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円		
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上/課税所得380万円以上					167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円以上/課税所得145万円以上					80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
一般	Ⅱ ①、②両方に該当する方 ①同じ世帯の75歳以上の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上の方がいる ②同じ世帯の75歳以上の被保険者の「年金収入(遺族年金、障害年金除く)」+「その他の合計所得金額」の合計額が、75歳以上の被保険者が世帯に1人の場合は200万円以上、世帯に2人以上の場合は合計320万円以上	2割	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または 18,000円のいずれか低い方 (年間上限144,000円) ※令和7年9月30日まで 負担軽減(配慮措置)あり	57,600円	44,400円		
	Ⅰ 年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下/課税所得145万円未満等	2割	1割			18,000円 (年間上限144,000円)	
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	2割	8,000円	24,600円	適用なし		
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円			

『現役並みⅠ及びⅡ、住民税非課税Ⅰ及びⅡ』の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をお勧めしております。

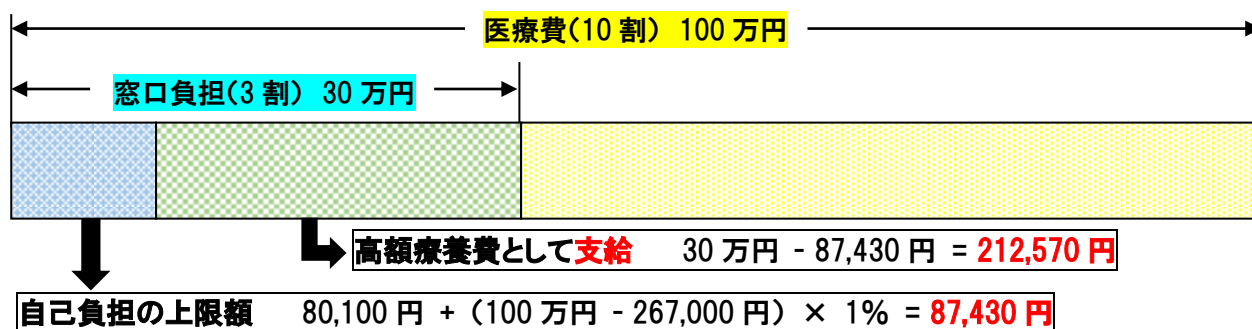
※1 「旧ただし書き所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します。

※2 おひとり1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限る)の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます(世帯合算)。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給されます。ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

※3 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数回」該当という扱いになり、自己負担上限額が下がります。

【例】69歳以下の方で区分が『ウ』(年収約370万円～約770万円)の方

医療費(10割)が100万円で、窓口負担(3割)が30万円かかる場合



→ 212,570円が高額療養費として支給され、**実際の自己負担額は87,430円**となります。

2)申請方法

(ア)国民健康保険・後期高齢者医療制度の方

通常の場合、高額療養費支給の対象となった月の翌々月(例えば対象月が4月なら6月)の下旬に、支給申請書兼申立書が役所より送られてきます。必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送してください。

※区役所窓口で申請することもできます。詳しくは、支給申請書兼申立書に同封しているお知らせをご確認ください。

(イ)上記以外の方

管轄の全国健康保険協会又は加入されている健康保険組合へお問い合わせ下さい。

3)申請窓口・お問合せ先

(ア)国民健康保険の方・後期高齢者医療制度の方

① お住まいの地域の市区町村窓口になります。

(イ)上記以外の方

② 管轄の全国健康保険協会又は加入されている健康保険組合へお問い合わせ下さい。

2. 限度額適用認定証【国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度(一部の方)】

1) 制度内容

- (ア) 入院された際に、加入されている国民健康保険、健康保険組合、後期高齢者医療制度(『現役並みⅠ及びⅡ、住民税非課税Ⅰ及びⅡ』の方のみ)から「限度額適用認定証」を発行してもらい、保険証に添えて医療機関の窓口で提示すると、入院時にお支払いいただく金額が**ひと月(月の1日から末日まで)あたりの自己負担上限額まで**となります(※ 自己負担上限額については、11ページの表1~2をご参照下さい)。
- (イ) 【低所得者(非課税)世帯】には、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。この証の提示により、標準負担額(入院時食事代)についても減額が受けられます(※ 詳しくは14ページをご参照下さい)。

2) 注意事項

- (ア) 『限度額適用認定証』の提示がなかった場合は、一旦3割でお支払いいただき後日高額療養費支給制度による手続きを行って下さい(※詳しくは11~12ページをご参照下さい)。
※ 『限度額適用認定証』のご提示…受けようとする月の末日までに窓口へご提示下さい。
- (イ) 70歳以上で高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で『現役並みⅢ及び一般』区分の方は、限度額適用認定証の取得は不要です。
- (ウ) 保険料に滞納がある場合、『限度額適用認定証』の交付が受けられないことがあります。申請時に保険料の納付について、お住まいの区の区役所保険年金課にお尋ね下さい。

3) 申請に必要なもの(オンライン資格確認に同意いただいた場合は申請不要です。※下記参照)

- (ア) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の方
※自治体によって異なる場合がありますので、詳しくは各自治体にお問い合わせ下さい。
 - ① 資格確認書
 - ② 印鑑
 - ③ 住民税非課税世帯に属する方で、過去12か月の入院日数が91日以上の場合は、そのことが確認できる医療機関の領収書
 - ④ 申請者の本人確認書類
- (イ) 上記以外の方
 - ① 管轄の全国健康保険協会又は加入されている健康保険組合へお問い合わせ下さい。

4) 申請窓口

- (ア) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の方
 - ① お住まいの地域の市区町村窓口になります。
- (イ) 上記以外の方
 - ① 管轄の全国健康保険協会又は加入されている健康保険組合へお問い合わせ下さい。

※限度額情報確認について、オンライン資格確認によるご利用をお勧めします！

これまで申請をしないと発行できなかった限度額適用認定証も、オンライン資格確認に同意いただくことにより、限度額適用認定証の申請・発行手続きが不要になります。

* 同意されていても役所・保険者での手続きが必要な場合があります。

その際はお声がけしますので限度額認定証の手続きの上、受付にご提示をお願い致します。

3. 入院中の食事療養費

1) 制度内容

(ア) 課税世帯……………550 円／1食

(イ) 非課税世帯

世帯の全員が市民税非課税となった場合、食事療養費の減額が受けられます。申請方法は下記をご参照下さい。

① 90 日までの入院………270 円／1食

② 90 日を超える入院………220 円／1食

③ ①及び②のうち、所得が一定の基準に満たない 70 歳以上の方………130 円／1食

2) 申請窓口

(ア) 13 ページの『限度額適用認定証』と同じ申請窓口になります。この申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、認定証を病院の窓口へ提示して下さい。

4. 精神障害者入院医療援護金

1) 制度内容

(ア) 精神保健福祉法に基づいて入院している精神障害者に、その医療費の一部を扶助(1 万円)し、適切な医療のために医療援護金を交付する制度です。

(イ) 援護金を受けるには、以下の要件を全て満たす方が対象となります。

① 入院患者様及び申請者の住所が神奈川県内にあること。

② 精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき「任意入院」又は「医療保護入院」していること。

③ 入院患者及びその入院患者様と同一の世帯に属する世帯全員の申請年度(4月～6月に申請する場合は前年度)の市民税所得割額を合算した額が横浜市・相模原市は 10 万 4400 円以下、神奈川県(政令指定都市以外)・川崎市は 8 万 7000 円以下であること。

④ 医療費(食事療養費を含まない)の自己負担額が月額1万円以上であること。

⑤ 月の初日から末日まで入院した場合(横浜市、川崎市、相模原市の場合は、1ヶ月内に 20 日以上入院した場合)。

※ 詳しくはお住まいの市区町村にお問合せ下さい。

2) 申請方法

(ア) 申請されたい方は、受付または医療福祉相談室にご相談下さい。

(イ) 申請に必要な書類 ※詳細は、各市町村の申請書をご確認下さい。

① 申請書(病院にてお渡しできます) ② 世帯全員の住民票

③ 市・県民税(非)課税証明書(患者様を含めた 15 歳以上の方の世帯全員分)

※ 横浜市の方は②及び③、相模原市の方は②の書類が不要となります。

※ 援護金の開始月は、申請書を受け付けた月からとなります。申請が遅れた場合、遅れた月の分は支払われませんのでご注意下さい。

※ 1 度認定を受けた方で、認定期間中の再入院時は申請手続きが不要となります。(※相模原市は再度申請が必要となります。)

※ 認定期間終了後も入院継続をされている方は、継続手続きが必要となります。

5. 障害基礎年金(国民年金)

1)制度内容

(ア) 障害基礎年金を受けるには、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であること。または被保険者をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に在住していること。
- ② 国民年金の保険料納付済み期間(保険料免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上あること。
- ③ 障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日)において、1級または2級の障害に該当すること。(厚生年金の場合は3級も含む)

2)申請方法

(ア) 障害基礎年金について詳しい相談をしたい場合は、年金事務所へご相談下さい。障害基礎年金の申請は、各市区町村の国民年金係へご相談下さい。

(イ) 障害年金診断書料 (新規:33,000円、更新 16,500円)

※ 障害厚生年金

障害基礎年金の支給要件を満たしていることと、厚生年金に加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害が対象となります。詳しくは、年金事務所へご相談下さい。

6. 特定障害者に対する特別障害給付金

1)制度内容

(ア) 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が設けられています。

(イ) 特別障害給付金を受けるには、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(昭和46年4月1日以前生まれの方)
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金(厚生年金・共済組合等)加入者等の配偶者(昭和41年4月1日以前生まれの方)
- ③ ①若しくは②の該当者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた方が対象となります。

2)支給額

(ア) 1級:月額約5万円(2級の1.25倍) 2級:月額約4万円

※ 特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直されます。

3)申請方法

(ア) 特別障害給付金の申請は、各市区町村の国民年金係へご相談下さい。

(イ) 特別障害給付金のための診断書料は 16,500円です。

7. 自立支援医療における精神通院医療の公費負担制度

1) 制度内容

- (ア) 外来で精神障害の医療を受ける場合に、医療機関窓口での自己負担が原則として医療費の1割となりますが、所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定されます。
- (イ) 有効期限は1年間です。
- (ウ) 保険の種類によっては、医療費の全額を公費で負担する場合があります。
- (エ) 病名によっては、申請の対象とならない場合があります。

2) 申請に必要なもの

- (ア) 申請書
- (イ) 医師の診断書(診断書料 新規:7,700円、更新:5,500円)
- (ウ) 所得確認のための書類等
- (エ) 資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータルの提示または印刷のいずれか
- (オ) 印鑑

3) 申請窓口

- (ア) お住まいの地域の福祉保健センター(保健所)になります。

8. 精神障害者保健福祉手帳

1) 制度内容

- (ア) 対象者
 - ① 精神疾患を有する方のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象とします。
 - ② 障害年金の障害等級(1級、2級、3級)に準拠しています。
- (イ) 優遇措置
 - ① 税金の控除
 - ② 施設利用の際の割引
 - ③ 生活保護を受けている場合は障害者加算の給付
 - ④ その他については、区役所で発行されている『障害福祉のあんない』をご参照下さい。
- (ウ) 有効期限
 - ① 手帳の有効期限は2年間です(更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から可能です)。

2) 申請に必要なもの

- (ア) 申請書
- (イ) 医師の診断書(診断書料 新規:7,700円、更新:5,500円)または障害年金の年金証書の写し
※診断書について:精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後の日に作成され、作成日が申請日から3か月以内のもの
- (ウ) 印鑑
- (エ) 写真(ヨコ3cm×タテ4cm)お住まいの地域の福祉保健センター(保健所)になります。

3) 申請窓口

- (ア) お住まいの地域の福祉保健センター(保健所)になります。

【訪問看護のご案内】

地域で安定した生活を送るために、患者さんの希望に寄り添い、支えることを目的に訪問看護サービス事業を開設しております。訪問看護は、何かを強制や管理するものではなく、患者さん自身が自分らしく生活を送るために必要な支援を行うものです。看護師や作業療法士などの専門職がご自宅に訪問し、お悩みを聴いたり、生活上のアドバイスなどを致します。

【退院したあと、こんなことを感じたり、考えたりすることはありますか？】

- ・住み慣れた地域で安心して生活を送りたい ・自分らしい生活を送るにはどうすればいい？
- ・生活のリズムがうまくつかめない ・お薬を飲むのが不安、血圧が高いけれど大丈夫かな？
- ・対人関係がうまくいかず、外に出たくない ・自分に利用できる福祉サービスはあるのかな？
- ・家族とうまく生活ができない、家族のサポートについて知りたい

訪問看護は、「主治医からの指示」と「患者様・ご家族からのご要望」のもとで実施いたします。各種保険や生活保護が適用され、自立支援医療(精神通院医療)における公費負担制度の利用も可能です(※ご自宅までの交通費は実費負担となります)。

少しでも気になったり、お話を聞いてみたいと思われましたら、近くの「職員」までお気軽にご相談下さい。

【医療福祉相談室のご案内】

皆様が病気になると色々な心配事が出てくることと思います。その様なとき気軽に相談していただくのが医療福祉相談室です。遠慮なくご利用下さい。ご相談を希望される場合は受付にてソーシャルワーカーをお呼び下さい。

相談内容

- ・ 医療費の問題でお困りのとき
- ・ 治療や病気について不安なとき
- ・ 入院中または退院後のことでお困りのとき
- ・ 家庭の問題でお困りのとき
- ・ その他の問題でお困りのとき

【患者相談窓口のご案内】

当院では、患者様及びご家族の皆様からのご意見・ご要望等をお受けし、当院の医療安全管理対策および運営改善に生かすことを目的として「患者相談窓口」を設置しております。相談内容につきましては、秘密を厳守すると共に、相談により不利益とならないよう適切に配慮させていただきます。

記

- ・ 窓口 : 本館ロビー階 受付 (相談場所:本館Lb階 医療福祉相談室)
- ・ 対応時間 : 9時00分~16時30分(日曜、祝日、年末年始を除く)
- ・ 窓口責任者 : 事務部長

相談担当者 : 事務部長・ご相談内容に関係した担当部署

【個人情報の取り扱いについて】

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。また、当院が保有する、患者様や関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法令、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、その他の規範を遵守し、これを実行し維持することに努めます。

～ 当院における個人情報の利用目的 ～

- 医療提供
 - ・当院での医療サービスの提供
 - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ご家族等への病状説明
 - ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用
- 診療費請求のための事務
 - ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- 当院の管理運営業務
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・当該患者さんの医療サービスの向上
 - ・入退院等の病棟管理
 - ・その他、当院の管理運営業務に関する利用
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当院内において行われる医療実習への協力
- 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を受付までお申し出下さい。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

～ 院内のご案内 ～

	本館	東館
4階	精神科救急急性期病棟(M4病棟)	ナイトケアルーム
3階	精神科一般病棟(M3病棟)	デイケアルーム
2階	精神療養病棟(M2病棟)	精神療養病棟(E2病棟)・作業療法室
1階	管理棟	精神療養病棟(E1病棟)
ロビー階	受付・外来・検査室・医療福祉相談室	調理室・管理棟

※正面玄関は、本館ロビー階になります。

～ 交通のご案内 ～



●相鉄線「二俣川駅」南口1番乗り場より系統

【旭1】〈左近山・市沢町経由〉鶴ヶ峰駅行き/左近山第5行き/左近山第6行き

【旭6】〈左近山・市沢町経由または左近山経由〉東戸塚駅西口行き

「左近山第3」バス停下車、徒歩5分

●相鉄線「和田町駅」南口より

【浜19】〈市沢町経由〉新桜ヶ丘団地行き

【浜16】〈市沢町経由〉西原住宅行き/鶴ヶ峰駅行き

「市沢町」バス停下車、徒歩7分

●JR 横須賀線「東戸塚駅」西口2番乗り場より

【旭6】〈市沢町・左近山経由〉二俣川駅南口行き

【旭6】〈市沢町経由〉左近山第1行き

【旭6】〈市沢町経由〉市沢小学校行き

「市沢町」バス停下車、徒歩7分

または「左近山第3」バス停下車、徒歩5分

2026年6月1日改訂